

防衛医科大学校の受託研究に関する訓令を次のように定める。

昭和61年4月4日

防衛庁長官 加藤 紘一

防衛医科大学校の受託研究に関する訓令

改正

平成	元年	3月	4日	庁訓第	6号
平成	元年	5月	29日	庁訓第	43号
平成	7年	3月	30日	庁訓第	21号
平成	13年	1月	6日	庁訓第	2号
平成	19年	1月	5日	庁訓第	1号
令和	元年	5月	31日	省訓第	5号
令和	2年	12月	28日	省訓第	67号
令和	5年	6月	30日	省訓第	59号

(趣旨)

第1条 この訓令は、防衛医科大学校（以下「大学校」という。）が防衛省以外の者から委託を受けて行う医学に関する研究（以下「受託研究」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(受託研究の原則)

第2条 受託研究は、大学校の教育及び研究上有意義であると認められる場合に限り行うものとする。

(委託の申請)

第3条 防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）は、医学に関する研究を大学校に委託しようとする者（以下「委託者」という。）に別記様式による研究委託申請書（以下「申請書」という。）の提出を求めるものとする。

(受託研究の諾否の決定)

第4条 前条の規定により申請のあつた受託研究の諾否は、学校長が決定する。
2 学校長は、前項の決定を行うに当たっては、次条に規定する受託研究審査委員会の意見をあらかじめ聴取するものとする。

(受託研究審査委員会)

第5条 受託研究の妥当性、有用性及び安全性を審議するため、大学校に受託研究審査委員会（以下「委員会」という。）を設ける。
2 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもつて構成する。
(1) 大学校の自衛官をもつて充てる副校長
(2) 大学校の病院（防衛医科大学校の編制等に関する防衛省令（昭和48年総理府令第65号）第13条に規定する病院）の副院長
(3) 大学校の教授（医学教育部長を除く。）のうちから学校長の指名する者6名
(4) 大学校の防衛医学研究センター事務長
3 学校長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる委員以外の者を委員に加えることができる。
4 委員長は、医学教育部長をもつて充てる。
5 委員長は、委員会を主宰する。

- 6 委員長に事故あるときは、あらかじめ学校長が指名した委員がその職務を行う。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、学校長が定める。

(受託契約)

第6条 学校長は、第4条第1項の規定により受託研究を受諾する決定を行った場合には、次の各号に掲げる事項について委託者と受託研究に関する契約（以下「受託契約」という。）を締結しなければならない。

- (1) 受託研究の目的及び内容
- (2) 受託研究に要する経費（以下「受託研究費」という。）の予定額及び納付期日
- (3) 受託研究の実施期間
- (4) 第12条に規定する事項
- (5) その他受託研究に関し必要な事項

2 前項の規定は、受託契約を変更する場合に準用する。

(受託研究の実施)

第7条 受託研究が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第80条の2に規定する治験である場合には、学校長は、その実施に当たり、被験者（被験者が未成年又はその症状が重症である等の理由によりその同意を得ることが困難である場合には、法定代理人又は被験者に代わって同意をなす者）の同意を得るものとし、被験者の安全について適切な配慮をしなければならない。

(受託研究費)

第8条 受託研究費は、当該受託研究の実施に必要な謝金、旅費及び研究費（以下「直接経費」という。）並びに当該受託研究の実施に関連し直接経費以外に必要な経費の合計額とし、各費用の算定基準は、学校長が防衛大臣の承認を受けて定める。

- 2 第6条第1項に規定する受託契約においては、委託者が当該受託研究の開始の日の前日までに受託研究費の予定額を納付すべき旨を明らかにしなければならない。
- 3 受託研究費の予定額の増加が見込まれるときは、学校長は、当該受託契約を変更し、当該変更のための契約において、委託者が当該増加額を直ちに納付すべき旨を明らかにしなければならない。

(研究の中止)

第9条 学校長は、やむを得ない事由が生じたときは、受託研究審査委員会の意見を聴取のうえ受託研究を中止するものとする。

(受託研究費の精算)

第10条 学校長は、受託研究が終了し、又はこれを中止したときは、納付を受けた受託研究費の予定額につき遅滞なく精算しなければならない。

(受託研究結果の公表)

第11条 学校長は、委託者が同意した場合には、受託研究の結果を公表することができる。

(受託者の協力)

第12条 学校長は、受託研究を実施するために必要があると認めるときは、受託契約の定めるところにより、委託者に対し、資材又は設備の提供、研究補助者の派遣その他必要な協力を求めることができる。

(防衛大臣に対する報告)

第13条 学校長は、申請書の提出があつたとき、受託契約を締結し、又は変更したとき及び受託研究を中止したときは、直ちに防衛大臣に報告しなければならない。

第14条 学校長は、受託研究が終了したときは、当該受託研究の結果を速やかに防衛大

臣に報告しなければならない。

(委任規定)

第15条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、学校長が定める

附 則

この訓令は、昭和61年4月4日から施行する。

附 則（平成元年3月4日庁訓第6号）（抄）

- 1 この訓令は、平成元年3月4日から施行する。
- 5 この訓令の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（平成元年5月29日庁訓第43号）

この訓令は、平成元年5月29日から施行する。

附 則（平成7年3月30日庁訓第21号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）（抄）

- 1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。
- 4 この訓令の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則（令和元年5月31日省訓第5号）

- 1 この訓令は、令和元年5月31日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和2年12月28日省訓第67号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)・(2) (略)

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年6月30日省訓第59号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

研究委託申請書

令和 年 月 日

防衛医科大学校長殿

申請者住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

下記により研究の委託に関し申請します。

- 1 研究題目
- 2 研究の目的及び内容
- 3 研究に要する経費の希望
- 4 研究期間
- 5 提供物品（設備等）
- 6 その他参考事項